

## 議案第45号

### 大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項第11号イ及び第12号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を  
「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査及び再検査に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市消防手数料条例 (抄)

(高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料)

第5条 高圧ガス保安法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)～(10) 省 略

(11) 容器検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省 略

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は

、

圧縮水素自動車燃料装置用容器 (アに規定する容器を除く。)に係る容器検査 省

略

ウーエ 省 略

(12) 容器再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省 略

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は

、

圧縮水素自動車燃料装置用容器 (アに規定する容器を除く。)に係る容器再検

査 省 略

ウーエ 省 略

(13)～(16) 省 略

2 省 略